

特定事業所集中減算に係るQ & A (2018年度前期以降)

◎ 制度全般に関することについて

Q 1 2018年度介護報酬改定で対象サービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の3サービスになりましたが、これはいつからですか。

A 1 2018年度前期分(2018年3月1日)からです。

Q 2 9月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合、いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A 2 80%を超えているかどうかは、9月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

① 前期…判定期間 3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分

② 後期…判定期間 9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分

例えば、2018年3月から8月までで80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、2018年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※ 本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。

Q 3 例えば、訪問介護の紹介率最高法人が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A 3 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

◎ 基本的な提出方法等について

Q 4 提出先の郵便番号、住所、宛先はどこになりますか。

A 4 2018年度の居宅介護支援事業所の指定権限の委譲に伴い、2018年度前期分より紀北広域連合になります。

Q 5 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している(と思われる)場合でも、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出しなければなりませんか。

A 5 80%を超えていれば正当な理由に該当している場合であっても「居宅介護支援にお

(2018年度前期以降)

ける特定事業所集中減算に係る届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください（正当な理由に該当するかどうかは、紀北広域連合が判断します）。

(具体例) 特別地域居宅介護支援加算を受けている →様式1・様式2を提出

Q6 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を作成しなければなりませんか。

A6 80%を超えていなければ「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出は不要です。

Q7 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」は、80%を超えない場合、作成後いつまで保管しなければなりませんか。

A7 作成してから2年間、保管を行ってください。

Q8 提出期限までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。

A8 必ず間に合うように提出してください。万が一遅れる場合には速やかに紀北広域連合へとその旨をご連絡して頂き、至急作成・提出してください。

Q9 3月(9月)末で廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の提出義務はありますか。

A9 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「3月(9月)末廃止」と記載してください。

Q10 特定事業所集中減算に該当することになってしまいましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」(加算届)も提出する必要がありますか。

A10 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。具体的には、減算の適用が①「なし」から「あり」になる場合、②「あり」から「なし」になる場合の2通りです。

特に、減算が「あり」から「なし」になっても、この加算届が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。

また、「なし」から「あり」になった場合で、特定事業所加算を取得している事業所は、特定事業所加算の要件を満たさなくなりますので、加算届の提出が必要になります。

Q11 Q9の加算届はいつまでに提出すればよいですか。

A11 加算届は、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」と一緒に、減算を適用する1ヶ月前に紀北広域連合へ提出してください

◎ 計算方法等について

Q12 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とあ

(2018年度前期以降)

りますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A12 その月に給付管理（報酬請求）したプランをカウントします。新規作成だけではなく、その月に利用している方（前月から継続しているもの等も含む）全てをカウントします。

Q13 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A13 サービスを提供月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q14 介護予防は件数に含まれますか。

A14 含まれません。

Q15 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A15 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせ、A法人というの利用者の割合で計算します。

Q16 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護を利用している場合、どのようにカウントしますか。

A16 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（＝分母）は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数（＝分子）には、それぞれ1件ずつカウントします。

（具体例）

訪問介護の利用者100人のうち、A法人のみ利用が80人、B法人のみ利用が15人、A、B両方利用しているのが5人の場合、

A法人は $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人は $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$ になります。

◎ 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書の記入方法について

Q17 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するというのでしょうか。

A17 計算は上位2つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は様式4に記入してください。

Q18 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいのでしょうか。

A18 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書には、どちらか1法人を記載し、様式4に他の法人を記載してください。

Q19 提出する際、紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいのでしょうか。

A19 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。

(2018年度前期以降)

Q20 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいでしょうか。

A20 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

◎ 地域密着型通所介護の取り扱いについて

Q21 地域密着型通所介護と通所介護を両方利用している事業所がある場合はどのように計算すればよいか。

A21

(具体例)

利用者A : 通所介護事業所 (a 法人)
利用者B : 地域密着型通所介護事業所 (b 法人)
利用者C : 地域密着型通所介護事業所 (c 法人)
利用者D : 通所介護事業所 (c 法人)、地域密着型通所介護事業所 (a 法人)
利用者E~N (10名) : 地域密着型通所介護事業所 (c 法人)

→ a 法人・・・通所介護：1件 地域密着型通所介護：1件
b 法人・・・通所介護：0件 地域密着型通所介護：1件
c 法人・・・通所介護：1件 地域密着型通所介護：11件

→→ a 法人の紹介率：2 (a 法人合計) ÷ 14 (ケアプラン合計件数) = 14.2%
b 法人の紹介率：1 (b 法人合計) ÷ 14 (ケアプラン合計件数) = 7.1%
c 法人の紹介率：12 (d 法人合計) ÷ 14 (ケアプラン合計件数) = 85.7%

◎ その他

Q22 「日常生活圏域」とは何ですか。

A22 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。基本的には尾鷲市及び紀北町を指しますが、隣接市町等を含める場合もあります。